

飛騨高山ものづくり市内展示会開催運営業務委託 仕様書

1. 業務の名称

飛騨高山ものづくり市内展示会開催運営業務委託

2. 業務の目的

当市では、平成30年より飛騨の匠をはじめとした飛騨高山の様々な強みを生かしながら、市内外の消費者に支持されるものづくり事業を実施しており、令和2年度は日下部民藝館において飛騨匠たちの展示会を開催した。

今年度は、ものづくりにフォーカスした情報発信（匠の国）を推進し、匠の技術や飛騨高山のものづくりによる観光客等の誘客を図ること、そして次世代のものづくりや商品プロデュースを担う人材育成を推進する事を目的に市内展示会を開催する。

将来的には事業者同士が連携し、新商品開発や海外出展等に向けた持続性のある自発的な活動となることを長期目標とし実施する。

3. 市内展示会のコンセプト

「 飛騨匠の技・こころを伝える 」

優れた腕を持った飛騨の技術者集団は「飛騨の匠」と呼ばれ、優れた技術により、かつての都の建造物建築に携わってきた。その技術と精神は現代の飛騨のものづくりに引き継がれており、妥協することなく質の高いモノを作り出そうとする現代のつくり手の作品を伝える。

4. 業務期間

契約締結日から令和3年12月23日（木）まで

5. 業務の内容

(1) 企画・運営等

- ・市内展示会のコンセプトに添った効果的な展示会の開催
- ・市内事業者の繋がりを活かし、市内事業者で作り上げる展示会の開催
- ・市外の方が訪れたいくなる効果的な情報の配信
- ・展示会開催チラシの版下データを制作し市に提供
- ・販売促進に繋がるような仕組みの提供
- ・準備から展示期間中まで商品や会場管理において、安全な運営管理の実施

(2) 会場・設営等

- ・市内展示会のコンセプトに添った会場設営とする
- ・観光客が訪れやすい展示会場や効果的な開催時期を考慮した場所及び時期の選定
ただし、展示期間は土日を含んだ1週間以内であること
- ・作品の魅力がより深く伝わるような見せ方、伝え方に工夫を凝らすこと
- ・会場の選定、交渉、契約等は契約事業者が実施する。ただし、展示会場使用料及び展示にかかった電気使用料は、市の予算の範囲内で会場管理者へ支払う（電気料金は使用面積按分などで対応。会場使用料予算 300 千円・電気使用料予算 50 千円）
※会場使用料が発生しない、もしくは減免されるなどで会場使用料が削減できる場

- 合は、市に協議の上、展示に必要な物品の借上料として予算の範囲内で活用できる
- ・展示会を開催したことによる効果や来場者数等の把握し成果を報告する

(3) 成果品の提出

- ・「6. 成果品」に定める成果品を市へ提出する。

(4) 権利確認

- ・成果品に関する第三者の著作権及びその他の権利について、交渉、処理に関する業務について業務完了までに行う。

6. 成果品

(1) 展示会開催状況報告書

展示会の開催状況がわかる成果報告書（来場者数や販売実績などの開催状況が分かる写真など）

(2) 展示会開催チラシ

PDF ファイル

7. 著作権

- ・納品された成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は市に帰属する。
- ・受託者は、成果品「6（2）」で生じた著作人格権を行使しない。また市が作成するホームページやパンフレット印刷等において随時使用できるものとする。
- ・成果品で使用しなかった素材についても、作品やつくり手達の映り込んだ写真の二次使用は行わないものとする。

8. その他

- ・本仕様書に記載のない事項、並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、その指示に従う。
- ・本業務は、本仕様書並びに関係法令を遵守し、高山市の指示に従い、受託者は連絡を密にして業務の進捗を図らなければならない。
- ・受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- ・本業務により得られた成果品、資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等をしてはならない。

9. 問い合わせ先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課
電話：0577-35-3001 / FAX：0577-35-3167